（様式２）

（地域密着型）

欠格事項非該当誓約書

令和　　年　　月　　日

（あて先）姫　路　市　長

申出者　住　　　所

法　人　名

代表者（予定者）

代表者（予定者）、役員及び施設長（管理者）予定者等が下記のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

記

|  |
| --- |
| 【社会福祉法の欠格事項該当者】　※社会福祉法人のみ  （参考：社会福祉法第４４条第１項）  第四十四条　[第四十条第一項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)の規定は、役員について準用する。  （参考：社会福祉法第４０条第１項）  第四十条　次に掲げる者は、評議員となることができない。  一　法人  二　心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として厚生労働省令に定めるもの  三　[生活保護法](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)、[児童福祉法](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)、[老人福祉法](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)、[身体障害者福祉法](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者  四　[前号](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者  五　[第五十六条第八項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員  六　[暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者([第百二十八条第一号ニ](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)及び[第三号](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)において「暴力団員等」という。) |

|  |
| --- |
| 【介護保険法第７８条の２第４項の欠格事項該当者】  （参考: 介護保険法第７８条の２第４項）  ４　市町村長は、[第一項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)の申請があった場合において、[次の各号](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)(病院又は診療所により行われる複合型サービス(厚生労働省令で定めるものに限る。[第六項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)において同じ。)に係る指定の申請にあっては、[第六号の二](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)、[第六号の三](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)、[第十号](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)及び[第十二号](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)を除く。)のいずれかに該当するときは、[第四十二条の二第一項本文](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)の指定をしてはならない。  一　申請者が市町村の条例で定める者でないとき。  二　当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、[第七十八条の四第一項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)の市町村の条例で定める基準若しくは[同項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)の市町村の条例で定める員数又は[同条第五項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)に規定する指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準を満たしていないとき。  三　申請者が、[第七十八条の四第二項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)又は[第五項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)に規定する指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な地域密着型サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。  四　当該申請に係る事業所が当該市町村の区域の外にある場合であって、その所在地の市町村長の同意を得ていないとき。  四の二　申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。  五　申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。  五の二　申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。  五の三　申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。  六　申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、[第七十八条の十](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)([第二号](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)から[第五号](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)までを除く。)の規定により指定(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定を除く。)を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る[行政手続法第十五条](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、[この号本文](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。  六の二　申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、[第七十八条の十](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)([第二号](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)から[第五号](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)までを除く。)の規定により指定(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定に限る。)を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る[行政手続法第十五条](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、[この号本文](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。  六の三　申請者と密接な関係を有する者(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者と密接な関係を有する者を除く。)が、[第七十八条の十](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)([第二号](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)から[第五号](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)までを除く。)の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、[この号本文](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。  七　申請者が、[第七十八条の十](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)([第二号](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)から[第五号](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)までを除く。)の規定による指定の取消しの処分に係る[行政手続法第十五条](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に[第七十八条の五第二項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)又は[第七十八条の八](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)の規定による指定の辞退をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。  七の二　[前号](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)に規定する期間内に[第七十八条の五第二項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)の規定による事業の廃止の届出又は[第七十八条の八](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)の規定による指定の辞退があった場合において、申請者が、[同号](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等若しくは当該届出に係る法人でない事業所(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であった者又は当該指定の辞退に係る法人(当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。)の役員等若しくは当該指定の辞退に係る法人でない事業所(当該指定の辞退について相当の理由があるものを除く。)の管理者であった者で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。  八　申請者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。  九　申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、法人で、その役員等のうちに[第四号の二](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)から[第六号](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)まで又は[前三号](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)のいずれかに該当する者のあるものであるとき。  十　申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人で、その役員等のうちに[第四号の二](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)から[第五号の三](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)まで、[第六号の二](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)又は[第七号](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)から[第八号](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。  十一　申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、法人でない事業所で、その管理者が[第四号の二](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)から[第六号](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)まで又は[第七号](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)から[第八号](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)までのいずれかに該当する者であるとき。  十二　申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人でない事業所で、その管理者が[第四号の二](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)から[第五号の三](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)まで、[第六号の二](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)又は[第七号](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)から[第八号](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)までのいずれかに該当する者であるとき。 |

|  |
| --- |
| 【姫路市暴力団排除条例第２条の暴力団及び暴力団員並びこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者】  （参考：姫路市暴力団排除条例第２条第１号及び第２号）  第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。  (1)　暴力団　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。  (2)　暴力団員　法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。 |